

政務活動費条例制定に関するアピール

地方公共団体の議員・会派の政務調査費は、議員の第二報酬といわれるほど乱脈ぶりが問題となっている。これまで各地のオンブズマンが、政務調査費の透明化・適正化を求めて住民訴訟を提起し、多数の判決において政務調査費の支出が違法と認定されている。

ところが、2012年8月、地方自治法が改正され、その100条14項は、「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的に「その他の活動」の6文字が付加された。その結果、これを受けて改正される条例の定め方によっては、政務調査活動以外への政務活動費の支出を許容するおそれが生じることになった。

しかし、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に変更されても、これが議員の調査権限を定めた地方自治法100条に規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。この点、全国都道府県議会議長会が作成したモデル条例案において、政務活動費を支出できる活動として「広聴」、「要請陳情」、「住民相談」を加えていること、無限定な「会派（議員）が行う活動」を加えていることは問題である。これらの活動は、政務調査費条例では政務調査費の支出対象として明示されていなかったものであり、基本的には議員・会派の調査研究活動の範疇に入るものではない。改正される条例では、政務活動費として支出の許される範囲が明確にされなければならない。

また、改正法において重視すべきは、100条16項で支出の透明性の規定を設けている点である。これは、法改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、住民の監視により、違法・不当な支出を防止するとともに、議員・会派の説明責任を尽くさせようとする趣旨による。

そこで、私たちは、政務活動費の支出の透明化・適正化を図るため、下記の内容の条例改正を求める。

記

- 1 政務活動費は、議員・会派の調査研究活動と密接に関連するものについてのみ支出が認められるものであり、これと無関係な支出は許されないことを明確にすること。
- 2 これまで開示してこなかった会派の会計帳簿や会派・議員の活動報告書・視察報告書の作成および議長への提出を義務付けること。

2012年12月1日

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク
シンポジウム参加者一同